

保育園における災害発生時における臨時休園の判断基準（資料）

作成日：令和3年7月26日
みなみ栄保育園

●台風などの風水害

事 象	対 応	臨時休園・登園自粛となった場合の園児・保護者の対応	
		登園前	登園後
○町内に特別警報の発表 ○町内に警戒レベル4（避難勧告・避難指示）以上の避難情報発令 ○町内の鉄道路線が終日運転を見合わせるなど、大規模な計画運休により、送迎や保育運営が困難	左記事象を総合的に勘案し、 臨時休園 を判断します。	休園となりますので、家庭での保育をお願いします。	速やかにお子さんのお迎えをお願いします。（お迎えのさいには、十分に安全面に気をつけてお迎えにきてください。）
○町内に警戒レベル3の避難情報（避難準備・高齢者避難開始）の発令 ○町内鉄道路線が運転本数を減らすなど、一部計画運休により、送迎や園における体制を整えることが困難	左記事象を総合的に勘案し、 登園自粛の要請 を判断します。	できる限り、家庭での保育にご協力ください。	できる限り、早めのお迎えにご協力ください。

●地震の場合

事 象	対 応	臨時休園・登園自粛となった場合の園児・保護者の対応	
		登園前	登園後
○町内で震度5強以上の地震が発生したとき	臨時休園	休園となりますので、家庭での保育をお願いします。	速やかにお子さんのお迎えをお願いします。（お迎えのさいには、十分に安全面に気をつけてお迎えにきてください。）

※ 台風や風水害のさいは、当日午前6時の時点で対応を判断し、セコムメールにてお知らせいたします（登園自粛、開園・閉園時間の変更、臨時休園など）。

※ 気象庁が発表する情報や、町内の情報メール等もご確認いただき、お子様の安全を第一にご協力をお願いいたします。

※ 災害時は、園の状況により、給食が提供できない場合があります。弁当持参をお願いするさいは、各園からお知らせいたします。